

島根県立大学大学院看護学研究科長期履修学生規程

平成31年4月1日
島根県立大学規程第175号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学大学院学則第5条の2第2項の規定に基づき、島根県立大学大学院看護学研究科長期履修学生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 長期履修（大学院学則第5条の2第1項に規定する計画的な履修をいう。）の申請をすることができる者は、博士前期課程又は博士後期課程に入学を許可された者並びに博士前期課程又は博士後期課程に在学する者（長期履修の許可を受けずに博士前期課程2年目、博士後期課程2年目又は同3年目に在学する者を除く。）であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条各項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

(1) 職業を有し、就業している者

(2) その他学長が相当と認めた者

2 前項の規定に関わらず、在留資格が「留学」である留学生在が申請することについては、認めないものとする。

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は1年単位とし、大学院学則第6条各項に規定する在学年限を超えることはできないものとする。

2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

(申請)

第4条 長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 長期履修申請書（様式第1号）

(2) 長期履修が必要であることを証明する書類

(3) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第5条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2 研究科においては、前項の許可に当たり、長期履修期間中の各学期の修得単位数の上限を設けることができる。

(長期履修期間の変更)

第6条 前条の規定に基づき長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第2号）及び第4条第2号及び第3号に規定する書類を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

2 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

3 第1項の申請に関し、前条第1項の規定を準用する。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が、次の各号に掲げる行為をおこなった場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 大学院学則及び諸規程に違反した場合
- (2) 学生としての本分に反する行為をした場合
- (3) 長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明した場合
(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、公立大学法人島根県立大学授業料等徴収規程の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

長期履修申請書

年 月 日

島根県立大学長 様

看護学研究科 看護学専攻
学籍番号 _____
氏名 _____ 印

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日	
長期履修 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）	
現住所	〒 電話番号	
勤務先 （第2条第1号 該当者）	名称・ 職種等	
	所在地	〒 電話番号
職 歴 （第2条第2号 該当者）	勤務期間	勤務先名称及び職種
	年 月～ 年 月	
長期履修を必要 とする理由		

※年度毎の履修計画を記した資料を添付すること（様式任意）

長期履修期間変更申請書

年 月 日

島根県立大学長 様

看護学研究科 看護学専攻
学籍番号 _____
氏名 _____ 印

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（年間）
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（年間）
変更の理由	

※変更後の年度毎の履修計画を記した資料を添付すること（様式任意）